

**創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
公募関係Q&A**

1 制度全般

1.1 応募は1回しか認められないのか？

A：同一の事業計画で複数回の申請を行うことはできません。

ただし、異なる業種など事業計画が重複しない限り、複数回の申請を行うことができます。

その場合であっても一会計年度（4月～翌年3月）における補助金申請は1回が上限です。

2 補助の対象者

2.1 農業者は対象になるか？

A：農業、林業、漁業など1次産業従事者は原則として対象外です。ただし、六次産業化など、農業、林業、漁業以外の事業分野に事業展開する場合は補助対象となります。

2.2 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合など、法人形態により対象外になるものはあるか。

A：2.1に記載した業種及び宗教法人を除き、法人形態による区別はありません。ただし、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていた者や任意のグループは対象になりません。

なお、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていた者は、「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の補助対象となります。

2.3 大企業は対象になるか？

A：大企業であっても補助対象となります。

2.4 震災後、個人事業主から法人に移行したが対象になるか？

A：原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていた者が個人事業主から法人に移行する場合は対象になりません。

なお、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていた者は、「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の補助対象となります。

2.5 震災後、事業主（個人事業主）がなくなり、子どもが後を継いだ対象になるか？

A：原発災害発生時に12市町村内で事業を行っていた個人事業主又は法人から、当該事業を承継している場合は対象になりません。

なお、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていた者から事業承継を受けた者は「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の補助対象となります。

- 2.6 震災後、一度再開したが、その後休業していた。今回、あらためて再開する場合は対象になるか？

A：原発災害発生時に12市町村内で事業を行っていた者が休業後再開する場合は、対象となりません。

なお、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていた者は、休業していた場合でも「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の補助対象となります。

- 2.7 震災後、廃業していたが今回新たに事業を始める場合は対象になるか？

A：原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていた者がその後廃業し、新たに起業する場合は対象となります。

- 2.8 新たな事業の別会社を作って始めようと思うが対象になるか？

A：原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていなかった者（12市町村内で従業員として雇用されていた者を含む）が別会社を作り新たな事業を開始する場合は対象となります。

- 2.9 パチンコ店やスナックは対象になるか？

A：風営法の風俗営業や風俗関連特殊営業は対象になりません。ただし、料理店やゲームセンターは例外的に申請を認めています。この場合、風俗営業許可証の写しを添付していただきます。

- 2.10 宿舍整備や共同店舗を整備するため、共同名義で一つの申請を行うことは可能か？

A：1事業者1申請が原則なことから、共同で整備する場合は、面積で按分した経費をそれぞれの事業者が申請してください。その場合、全体の整備計画とそれぞれの申請書との関係を確認するため、同一申請回に申請書を提出してください。

- 2.11 まだ、12市町村内に事業所等をもっていない者です。施設等購入・借入・整備費や設備費ではなく、マーケティング調査費等を申請する場合であって、事業完了予定日までに事業所の設置等ができない場合には、補助金は支払われないのでしょうか。

A：募集対象者は、原則として、事業完了予定日までに、事業所の設置等が必要です。これが難しい見込みである場合は、早めに福島県経営金融課までご相談ください。

- 2.12 既に開業している個人事業主であって、開業届を提出せず、白色申告をしている者ですが、事業展開の場合の提出書類である「開業届の写し」が提出できない場合は、申請できないのでしょうか。

A：開業届の写しは、補助対象事業者であること、つまり、原子力災害時に12市町村内で事業を行っていない事業者であることを確認するための書類です。

開業届がない場合、補助対象事業者にあたることを確認できる代わりに書類をご提出ください。

代わりに書類としては、例えば、創業した年度に税務署に提出し、收受受付印が押印された確定申告書の控え（収支内訳書を含む）が想定されます。

なお、提出された書類をもって、原子力災害時に12市町村内で事業を行っていない事業者であることを確認できない場合は、補助対象事業者になりません。

3 補助の対象者（創業）

3.1 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。

A：原子力災害発生後から公募開始前に創業した場合は、補助対象者のうち「②原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていない事業者であって12市町村内で事業展開を行う者」として応募できます。

3.2 これから創業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に応募者は創業してもいいのですか。

A：創業しても差し支えありません。
ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

3.3 法人も「①12市町村内において創業する者」として応募できますか。

A：公募開始以降に12市町村内に新たな法人を設立する場合は対象となります。ただし、原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていた法人から事業を承継する形で設立される法人は補助対象になりません。

なお、原子力災害発生時に12市町村内において事業を行っていた法人から事業を承継する形で設立される法人は、「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の補助対象となります。

3.4 次の場合は、「①12市町村内において創業する者」として対象となりますか。

①A社の代表者や社員が12市町村内に新たにB社を設立する場合

②A社とB社が連携して12市町村内に新たにC社を設立する場合

③大企業A社の社員等がその籍を置いたまま12市町村内に新しくB社を設立する場合

A：いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。

3.5 個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A：創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として提出可）の提出が必要です。

3.6 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記ができない場合には12市町村内において創業する者」として補助金は支払われないのでしょうか。

A：募集対象者は、原則として、事業完了予定日までに、開業又は設立することが必要です。これが難しい見込みである場合は、早めに福島県経営金融課までご相談ください。

3.7 第二創業で、先代から後継者が事業を引き継いだ場合とはどのような場合ですか。

A：会社であれば、先代経営者が後継者に代表権を承継することです。個人事業主であれば、先代経営者が廃業の手続きを行い、後継者が開業の手続きを行うことです。事業承継ですので、何らかの経営資源を承継し、それを活かした事業展開が必要になります。

3.8 会社の場合の第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。

A：退任する必要はありません。先代の経営者は、代表権を有しない役員に留まることが可能です。

3.9 第二創業で、承継する後継者が2名いて、その2名が共同代表者となることは可能ですか。

A：承継する後継者の人数に限定はありません。共同代表者も認めます。

3.10 第二創業で、先代経営者（代表権を有している者）が複数名いる場合には、全ての代表者が代表権を退任する必要がありますか。

A：全ての代表者が代表権を退任する必要があります。

3.11 個人事業主の場合、事業承継する後継者が個人事業の開業ではなく新しく会社を立ち上げる場合は第二創業となりますか。

A：「第二創業」ではなく、会社の「創業」となります。

3.12 第二創業の場合、新事業・新分野への進出を行うものとありますが、既存の事業は行っても良いのでしょうか。

A：問題ありません。

3.13 第二創業について、M&Aによる新事業・新分野進出は対象となりますか。

A：M&Aであっても第二創業の定義や他の条件に該当すれば対象となります。

- 3.14 第二創業について、休眠会社を新代表の元で復活させ、新事業を行う場合は対象となりますか。

A：応募時に休眠している場合は、補助対象外となります。

- 3.15 第二創業について、応募者は誰になるのですか。

A：これから事業承継する場合には、応募時には先代経営者が応募者となり、事業承継した時点で所定の計画変更により代表者の変更を行う必要があります。

- 3.16 特定非営利活動法人が第二創業を行う場合、事業承継として認められるために必要な要件は何ですか。

A：理事が全員変更されるとともに、当該者が社員からも変更される事を指します。

ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更する必要はありません。

4 補助要件

- 4.1 事業展開とはどのようなものが対象になるか

A：原子力災害発生時に12市町村の外で既に開業または法人等を設立している者であって、かつ、公募開始時点で12市町村内で事業を行っていない者については、12市町村で事業を開始することをもって事業展開となります。

原子力災害発生から公募開始までの間で既に12市町村内で事業を行っている者については、既存の事業の延長としての投資ではなく、新たな分野に事業を拡大する場合や店舗を追加する場合など、既存事業と比較した新規性や独創性が認められる場合に補助対象となります。

このため、様式第1号（別紙1-2）事業計画書の「2 事業計画」には、既存事業の内容を記載した上で、予定する事業計画が、どのような観点・理由等から事業展開と言えるのか、既存事業との比較等を踏まえ、具体的にご説明をお願いします。

事業展開にあたるか否かの確認は、有識者による審査会において評価を行います。

- 4.2 12市町村内での店舗整備のために当補助金を利用したが、12市町村内にもう1店舗設ける場合は対象になるか？

A：複数回申請は、事業計画が重複しないことが条件となります。

- 4.3 12市町村内で店舗を整備するために施設整備に当補助金を利用したが、マーケティング

グ調査を行うため再度申請したい。対象となるか？

A：複数回申請は、事業計画が重複しないことが条件となります。

5 補助対象事業、補助対象経費

5.1 中古の建物・設備の購入は補助対象になるか？

A：中古であっても対象になります。ただし、適正価格である必要がありますので、例えば、建物であれば不動産鑑定士の鑑定書又は複数の見積書、設備であれば複数の見積書などを提出していただく場合があります。価格の適正性が明確でない場合は、補助対象として認められない場合もありますので、御注意ください。

5.2 店舗兼住宅は対象になるか？

A：店舗部分のみ対象になります。この場合、住宅と共通のため店舗部分固有の費用として分けられない費用は、床面積等で按分していただきます。

5.3 不動産や設備等のリースは補助対象になるか？対象になる場合の対象期間は？

A：対象になります。対象期間は、事業完了予定日又は交付決定年度の2月末までのいずれか早い日までとなります。

5.4 店舗を借りて使用している法人が、店舗の修繕に関し補助金の申請ができますか。

A：所有権及び賃借関係を明確にし、修繕義務がどちらにあるのかをはっきりする必要がありますが、法人が事業計画を展開するために店舗の修繕が必要な場合に申請することは可能です。
なお、店舗の使用をやめ所有者に店舗を返す場合は、財産の処分に該当し補助金の返還を求めることもあります。

5.5 自社で建物を建築又は自社製造の設備等を設置等した場合に間接経費（販管費）も補助対象になるか？

A：対象になりません。自社で施工、製造した場合は、原材料費など直接経費しか認められません。従業員の人件費も対象外です。

5.6 現在賃借している建物（事務所等）を、購入して引き続き利用（事務所等）する場合は、補助対象として申請できるか。

A：本事業では交付決定後に施設を整備・修繕するための経費を補助対象としています。したがって、購入した建物に関し、施設の整備を必要としないで現在使用している建物をそのままの状態で使用する場合は補助対象となりません。

5.7 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用したり、購入した場合の費用は補助対象になりますか。

A：三親等以内の親族については、補助対象外となります。

5.8 不動産業の土地・建物の購入費は対象になるか？

A：不動産業者にとって土地・建物は商品そのものであり、その取得費用は対象になりません。ただし、自社の事務所として使用する土地・建物を購入する場合は対象になります。

5.9 土地を購入する場合、登記費用は補助対象になるか？

A：各種行政手続き費用や各種登録手続や申請代行費用は対象になりません。

5.8 施設整備に併せて土地の購入を計画する場合に、2社以上の見積徴収が困難であるときに代替するものはありますか。

A：事業計画で施設整備と土地の購入が出てきた場合、路線価又は不動産鑑定士による個別評価（有料）を受ける方法が考えられます。
なお、不動産鑑定料は、補助の対象経費とはなりません
また、固定資産台帳の評価額は70%で割り戻すなどして調整してください。

5.9 土地賃借費は何年分まで認められるのか？

A：事業完了予定日又は交付決定年度の2月末までのいずれか早い日までとなります。

5.10 現在借地で使用している土地を購入することは補助対象となるか。

A：事業の実施のために施設の整備や宿舍整備を行う場合、同時に必要な土地の購入は対象としていますが、土地の購入だけは対象にはなりません。

5.11 土地を購入し、事務所、加工施設等の施設を建てる計画について、12市町村内の土地の確保が困難であることから、補助金申請前に土地を購入する場合、施設の建設を申請することはできますか。

A：予め購入した土地を補助対象経費に含めることはできません。
施設の建設が事業を実施する上で、必要不可欠の計画である場合は、補助の対象として申請することが可能です。

5.12 消費税、申請代行手数料等は補助対象になるか？

A：消費税は補助対象になりません。申請代行手数料も補助対象になりません。

5.13 12市町村内の複数社が共同で従業員宿舍を建設する場合の事業費はどうなるのか？

A：床面積按分に応じて積算した事業費となります。
申請は各事業者毎に同時に行ってください。

5.14 経営者の自宅に従業員を住ませる場合、自宅の改造費は対象になるか？

A：居室のみ提供し同居のような形態の場合は、経営者住居との区別ができませんので、対象になりません。入口（玄関）、トイレや台所などの水回りなどを別に設置するなど構造上世帯を分ける場合は対象になります。

5.15 従業員宿舎の入居者から家賃及び共益費を徴収してもよいか？

A：事業者が建設した従業員宿舎の維持管理のために必要とする費用の範囲内であれば、徴収は可能です。

ただし、事業者が賃貸した従業員宿舎の場合、補助対象経費は事業者が負担した額となるため、入居者から家賃を徴収した場合は賃借料から徴収した家賃を減じた額が補助対象経費となります。

5.16 既に保有している宿舎の修繕や改修を行うことは可能か？

A：12市町村内で事業展開にあたるのが補助要件となります。単なる修繕や改修の場合は、対象とならない可能性が高いと思われます。

5.17 「設備」として乗用車は対象になるか？対象になる場合、金額やグレードに上限はあるか？

A：建機車両、移動販売車、大型車両等など事業専用を使用するものは対象になりますが、他の目的に使用され得る乗用車等は対象になりません。

5.18 福祉車両についても車種が軽乗用車や乗用車は対象となりますか？

A：事業専用でも軽乗用車や乗用車は対象となりません。

5.19 今ある設備が古くなったので同程度以上の能力の設備に買い換えたいが、対象になるか？

A：12市町村内で事業展開にあたるのが補助要件となります。単なる買い換えの場合は、対象とならない可能性が高いと思われます。

5.20 原材料費とはどのようなものが認められるか？

A：試供品・サンプル品の製作に係る経費（原材料費）として明確に特定できるものが対象となります。

計上する場合は、受払簿（任意様式）を整備し、受払を明確にしてください。

なお、購入する原材料の数量は必要最小限に止めるとともに、使用状況を管理することが必要です。また、補助事業完了日時点での未使用残存品は補助対象とはなりません。

5.21 「広報費」は、通常の新聞折り込みなども対象になるか？

A：創業・事業展開を行う際の開店チラシ、販路開拓等で必要なものであれば広報の形態は特に問いません。ただし、通常営業の中での売出しなどのチラシは対象になりません。

5.22 「広告費」は、自社で新たにホームページを立ち上げる場合も対象になるか？

A：対象になります。ただし、自社従業員の人件費や間接経費等は、対象になりません。また、リース料は、事業完了予定日又は交付決定年度の事業実施期間までのいずれか早い日までの分が対象です。

5.23 市町村やデパートなどの物産展への出店は、展示会出展費用とみなされるか？

A：出展料や商品・機材等の運搬費など、展示会出展費用として申請可能です。

5.24 展示会で自社製品（商品）を販売してもよいか？

A：可能です。ただし、商品の原材料費や販売のために雇用した者の人件費は対象とはなりません。

6 補助対象経費限度額

6.1 市町村が策定する復興計画等に沿ったものとはどういうものか？「復興計画等」とは、復興計画以外に何を指すか？

A：12 市町村が原子力災害からの復興に向け策定した復興計画、長期計画及びこれに類する計画を指し、これらの内容に沿った事業計画であると、事業実施場所の市町村が確認したものになります。

6.2 1 2 市町村が策定する復興計画等に沿ったものであるかどうかは、どのように市町村に認めてもらうのか？

A：様式第3号に、今回の申請に際して作成した事業計画が、市町村の復興計画等のどの部分に該当するのかを記載の上、事業を行う市町村から、復興計画等の実施に資するものとして必要であることの確認を受けてください。

6.3 店舗は商業ゾーン、工場は工業ゾーン、従業員宿舎は住宅ゾーンに設置すれば市町村が策定する復興計画に沿ったものと認められるか？

A：復興計画に沿ったものであるかどうかの判断は、事業を行う場所の市町村が行います。

7 補助金支払いの基準日等

7.1 事業の事前着手は認められるのか？

A：認められません。補助金の支払いの開始の基準となる日は、県からの交付決定を

受けた日です。その日以前に事業着手を行った場合は、補助対象外となります。

7.2 事前着手は認められないとのことだが、何をもって着手と判断するのか？

A：発注、購入、契約をもって着手と判断します。

ただし、施設の賃借、設備のリース・レンタル又は従業員の雇用に関しては、交付決定前に契約等を行っている場合でも、補助対象期間中の賃借料、人件費は対象となります。

7.3 飲食店の開業に向け一期工事に着手している。今後行う二期工事に補助申請はできますか。

A.事業計画として一期工事と二期工事とが独立した事業であることが必要です。

なお、一期工事と二期工事を独立した事業でない場合、事前着手となりますので、二期工事の申請はできません。

7.4 貸店舗を探しており、物件があるときに確保したい。申請前に賃貸借契約した家賃は補助対象に該当するか。

A.補助申請事業の交付決定通知前に、事前着工（発注、購入、契約など）したものは、補助対象経費から除外されますが、店舗の賃貸借契約の場合は対象となります。ただし、補助対象になるのは補助対象期間に支払われる費用のみです。

8 補助の申請等

8.1 事業計画を事前に確認する認定経営革新等支援機関とは何か？

A：中小企業・小規模事業者の経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行う、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているとして国から認定された機関や人（商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など）です。

8.2 認定経営革新等支援機関は何を確認するのか？

A：事業計画の妥当性や実効性について、確認します。

なお、大企業が申請する場合は、確認は不要です。

8.3 認定経営革新等支援機関はどこにあるのか？

A：福島県内には、商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など 400 を超える機関や人が認定を受けています。具体的には、東北経済産業局や中小企業庁のホームページに名簿が掲載されていますのでそちらをご覧ください。

東北経済産業局 HP：http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html

中小企業庁 HP : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

8.4 認定経営革新等支援機関の確認があれば補助金は受けられるのか？

A : 認定経営革新等支援機関における確認は、事業計画の妥当性や実効性の確認であり、これだけをもって補助金は採択されません。

8.5 認定経営革新等支援機関自らが補助申請する場合、自己の確認で構わないか？

A : 他の認定支援機関の確認が必要です。

8.6 認定経営革新等支援機関の確認は無料か？

A : 県では、個々の認定支援機関の手数料については関与していません。それぞれの認定支援機関に御確認ください。

8.7 認定経営革新等支援機関の確認が有料の場合、その費用を補助金の対象にできるか？

A : 申請に要する費用は補助対象になりません。

8.8 申請書の提出方法は？（郵送、持参、メール、電子申請）

A : 郵送してください。

8.9 添付書類が一部揃っていないが申請できるか？

A : 添付書類が揃っていなければ、申請を受理できません。

8.10 申請書の記載漏れや添付書類の不足があると直ちに却下になるのか？

A : 申請書に不備があった場合、事務局からの指示に基づき補正をしていただいたうえで受理となります。

8.11 事業の内容にかかわらず見積書は必須か？ 建物や設備は複数社から見積書をもらう必要があるか？

A : 建築費、設備費、委託費（外注費）など他者に発注するものは、全て見積書が必要です。さらに、50万円（税抜き）以上の物件等については、2社以上から見積もりを徴収する必要があります。

8.12 申請書を郵送する場合、当日消印有効か？

A : 当日消印有効とします。

8.13 公募期間外に提出しても次回の公募まで預かってもらえるか？

A : 公募期間外の申請は受け付けません。次の公募期間に改めて提出してください。

8.14 申請後、交付決定前に法人代表者が交代した。申請は有効か？

A：法人の代表者が交代した場合は、申請はそのまま有効です。交代した事実が分かる書類を添えて届け出てください（様式任意）。

9 事業の実施

9.1 事業実施に当たり複数業者の見積書は必要か？

A：50万円（税抜き）以上の物件等については、申請時に2社以上の見積書の提出を求めています。そのため、事業実施に当たっては、必ずしも複数業者の再度の見積もりは求めませんが、自己負担経費を圧縮するためにも、高額な投資になる場合には、複数業者から見積もりを徴収して比較することが望ましいと言えます。

9.2 古くから付き合いのある業者に発注したいが可能か？

A：50万円（税抜き）以上の物件等については、必ず2社以上の見積書を取ったうえで、見積額の低い業者を選定しなければなりません。

10 計画の変更等

10.1 発注する段階で、申請書の内容の変更が生じたが、どのようにすれば良いか？

A：補助事業の内容や経費の配分を変更しようとするときは、予め変更申請書を提出し、承認を得る必要があります。

ただし、補助金の交付の対象となる経費に10%以下の減少が生じた場合で、事業計画に変更がない、又は細部の変更である場合は変更申請の必要はありません。細部の変更に該当するかどうか不明な場合には、事前に県に御相談ください。

10.2 導入する設備を変更したいが、変更申請は必要か？

A：細部の変更でなければ予め変更承認申請書を提出した上で、県の承認が必要になります。

10.3 土地の購入交渉がまとまらず、場所を変更したいがどんな手続きが必要か？

A：予め変更申請書を提出した上で、県の承認が必要になります。

10.4 金額はそのままマーケティング調査の内容を変更したいが申請は必要か？

A：計画変更に当たりますので、予め変更申請書を提出した上、県の承認を得てください。

10.5 資材が高騰し、補助申請時の金額では契約できない。補助金の上乗せは可能か？

A：申請時の見積書よりも事業費が上がっても、原則として補助金の上乗せはできません。何らかの事情で交付決定を受けたが事業に着手できない期間に、資材が高騰した場合は、県までご相談ください。

10.6 交付決定額よりも安く事業ができた。余った補助金を他に回してもよいか？

A：申請内容にないものに対して補助金を充てることはできません。交付決定を行った補助対象事業費の実績に応じた補助金を支払います。

なお、概算払いで実績額よりも多く補助金を受けている場合は、返納していただくこととなります。

また、余った補助金を他に回したことが後日発覚した場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、既に支払った補助金の返還を求めるだけでなく、10.95%の加算金が付加されます。

10.7 事業実施中に法人の代表者が交代した。手続きは必要か？

A：代表者変更の事実が確認できる書類を添付して届け出てください（様式任意）。

10.8 事業実施中に申請した個人事業主が亡くなり、子が後継者となった。補助事業を継続してもよいか？補助の対象になるか？

A：補助申請及び交付決定内容を引き継ぐ意思があれば継続可能ですので、事業承継の届出（任意様式）を提出してください。

11 計画の中止又は廃止等

11.1 補助事業の交付決定を受けたが、事情があつて事業を中止（廃止）したいが、どうしたらよいか？

A：補助事業の中止（廃止）承認申請書を提出して、県の承認を受けてください。既に事業に着手しており、概算払いを受けている場合は、補助金を全額返還していただくこととなります。

11.2 補助事業に着手したが申請期間内の事業完了が困難になった。どうしたらよいか？

A：速やかに補助事業遅延等報告書を提出し、県の指示を受けてください。

12 実績報告等

12.1 領収証等関係証憑は何年間保管しなければならないか？

A：事業が完了した翌年度から起算して5年間は必ず保管しなければなりません。

12.2 領収証があれば代金の支払いは現金でもよいか？必ず口座振込しなければならないか？

A：現金による支払いは極力避け、口座振込で支払ってください。やむを得ず少額を現金で支払う場合は、必ず領収証をもらってください。なお、現金払いの場合には、実績確認の際に帳簿等の提出を求めたり、相手方に確認したりすることがあります。

12.3 領収証を廃棄してしまった（もらうのを忘れた）が、どうしたらよいか？

A：再発行してもらってください。このような事態を防ぐためにも口座振込を利用してください。

12.4 自社で事務所を建築した場合、領収証は自社で発行するのか？

A：自社の領収証は不要です。直接かかった資材費などの口座振込依頼書（領収証）が必要です。

12.5 自社でマーケティング調査を実施した場合、間接経費の領収証はどうすればよいか？

A：自社でマーケティング調査を実施した場合は、原則として直接経費のみが補助対象になります。間接経費や人件費は対象となりません。

13 補助金の支払

13.1 申請からどれくらいの期間で補助金は出るのか？

A：原則として、実績報告の提出後現場確認を行い、申請書に基づき事業を行ったことの確認や補助金の額の確定を行った上で、補助金を支払います。

13.2 補助金の概算払いは可能か？何割まで可能か？

A：補助金は、原則として補助金の額の確定後に精算で支払いますが、事業の遂行に支障をきたすなどやむを得ないと判断され、事業が5割以上進捗している場合に、交付決定額の5割までの範囲で概算払いが可能です。概算払いは1回限りとしません。

13.3 補助金を請負業者に直接払ってもらうことは可能か？

A：できません。補助金は、交付決定を受けた者にしか支払えません。

13.4 つなぎ資金の融資を受けた。補助金を金融機関に直接支払ってもらえないか？

A：できません。補助金は、交付決定を受けた者にしか支払えません。

13.5 つなぎ資金の融資を受けた。運転資金が必要になったので、つなぎ資金を返済せずに運転資金としてもよいか？

A：つなぎ資金を返済しない場合は、補助金を運転資金に流用したものとみなされます。補助金の支払を受けたら、必ずつなぎ資金を返済し、必要な運転資金は別途調達してください。

14 財産の管理

14.1 補助を受けた財産の管理は、どのように行えばよいのか？

A：補助事業によって取得し又は効用が増加した財産については、様式第13号により台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければなりません。

また、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければなりません。

15 財産の処分（目的外の使用の禁止）

15.1 補助を受けた財産を第三者に譲渡又は貸し付けたいが、可能か？

A：補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、予め県の承認を受けない限り、補助金等の目的に反して使用したり、譲渡したり、交換したり、貸し付けたり、又は担保に供することはできません。

取得した財産を処分制限期間中にどうしても処分しなければならない場合には、①不動産及びその従物、②取得価格又は効用の増加額が50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産について、予め県の承認を得ることが必要ですので、取得財産等の処分承認申請書を提出してください。この場合、取得財産の処分により収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に返還していただきます。

処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められている耐用年数です。

16 補助金の返還等

16.1 当補助金を活用して建物と設備を購入したが、業績不振のため廃業し財産を処分することとなった。補助金は返還しなければならないか？その場合の返還額は？

A：補助金によって取得した①不動産及びその従物、②取得価格又は効用の増加額が50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産を処分制限期間中に処分する場合には、予め県の承認を得ることが必要です。

この場合、取得財産の処分によって収入がある場合には、その収入の全部又は一部を県に返還していただきます。

16.2 当補助金を活用して従業員宿舎を整備したが、従業員だけでは空き室が出てしまった。一般の賃貸アパートとして活用したいが、補助金は返還しなければならないか？

A：一般の賃貸アパートに転用した室数等によって按分し、予め取得財産等の処分承認申請書の提出が必要となります。

この場合、経過年数によって補助金を返還していただきます。

17 その他

17.1 補助金が支払われるまでのつなぎ資金として有利なものを紹介してほしい。

A：つなぎ資金は用意していません。主要取引金融機関等に御相談ください。

17.2 創業を行う場合の自己負担分の資金として有利なものを紹介してほしい。

A：福島県では、県内で新たに事業を始められる方や独立開業される方を対象とした融資制度として、「起業家支援保証」を設けています。

詳しくは、県内金融機関にご相談ください。

なお、融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

17.3 事業の遂行状況について報告する必要があるのか？

A：交付決定後に、当補助事業の遂行及び支出状況について、県から状況報告を求められる場合があります。その場合には「補助事業遂行状況報告書」を提出する必要があります。また、その確認のため実地検査に入る場合がありますので、御協力をお願いします。

また、補助を受けた後においても、県が実施する事業実施状況や営業の状況等の状況調査に協力してください。

17.4 県は実績報告時以外でも実地検査に入ることがあるのか？

A：当補助金の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。また、当補助事業終了後、会計検査院等が実施検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要があります。